

城東台西町内会規約施行細則

(主旨)

第 1 条 城東台（西・東・南）町内会規約（以下「規約」という）の施行については、規約に定めるほか、この施行細則（以下「細則」という）の定めるところによる。

(区及び班)

第 2 条 規約第 3 条第 2 項に定める区及び班を別図のように細分する。

(会費)

第 3 条 規約第 6 条に定める会費は 1 軒を基本の単位とし毎年 5 月及び 10 月に 6 ヶ月分を前納するものとする。

2 規約第 7 条に定める入会を届出た者は、届出後、前項に定める最初の納金月から、6 か月分の会費を前納するものとする。

3 規約第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により、会員が退会する場合には既納の会費は原則返納しない。

(入会申込)

第 4 条 規約第 7 条第 1 項に定める入会申込書は、別記様式第 1 号の通りとする。

(退会届)

第 5 条 規約第 8 条第 1 項第 2 号に定める退会届は、別記様式第 2 号の通りとする。

(役員)

第 6 条 規約第 9 条第 1 項第 3 号の役員は次の通りとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 幹事長 | 1 名 |
| (2) 副幹事長 | 1 名 |
| (3) 専門部役員 | 5 名以内 |
| (4) 区長 | 若干名 |

(幹事長及び副幹事長の任務)

第 7 条 幹事長及び副幹事長は、会長の指揮を受けて総会及び役員会を招集し、議事を記録する。

2 幹事長は前項の議事の記録を遅滞なく会員に公開するものとする。

3 幹事長は、会長の指揮を受けて、会の運営の実務的な起案と執行の掌握を総括する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐する。

(専門部)

第 8 条 本細則第 6 条 (3) に定める専門部とは次のものをいい各号の任務にあたる。

(1) 会計部

予算及び決算並びに金銭出納に関すること

(2) 愛育部

地区内住民の保健衛生向上、その他社会福祉の向上に関すること。尚、愛育部役員は城東台学区愛育委員会を組織する。

(3) 女性部

学区・地域の連携・協働等に関すること。

(専門部役員定数)

第 9 条 会計部長 1 名、愛育部役員 3 名、女性部長 1 名とする。

2 女性部は他の役職と兼務できるものとする。

(区長)

第 10 条 本会の区ごとに区長を置く。

2 区長は、各区において互選により選出する。選出を受けて会長が指名し総会に報告する。

3 区長は所属する区を代表し、回覧物の配布などの事務を処理するほか、区内に生じた問題の処理にあたり、直後の役員会に報告するものとする。

4 区長の任期は 1 年とし、役員となる。再任を妨げない。

(役員を選考方法)

第 11 条 規約第 10 条第 1 項に定める役員の選任にあたっては、会長は推薦または、立候補を募り、役員会の議を経て総会に提案する。

2 同一役員に複数の立候補または推薦があった場合は、住民の意思を尊重することを旨とし、その取り扱いについて役員会で協議し決める。

(班長)

第 12 条 各区の中の各班に、班長を 1 名置く。

2 班長は原則として各班において輪番制により選出される。

3 班長は会員に対する配布物、回覧板の回付、及び会費の徴収などの任務にあたる。

4 班長は、班内に生じた問題を区長に連絡する。

5 班長は、監事が町内会規約第 11 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて臨時総会を招集するときには、総会事務を支援する。

6 班長の任期は、1 年とする。

(監事が召集する臨時総会)

第 13 条 監事が町内会規約第 11 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて臨時総会を招集する際には、以下の体制にて総会事務を行う。

(1) 当該町内会での体制: 細則第 13 条第 5 号に基づいて班長が総会事務に参加する。

(2) 連合町内会での体制: 他の町内会の監事は、当該町内会の幹事から依頼によって、公平性を維持するために総会事務を支援する。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決 3 分の 2 以上にて、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。また社会道徳に反する行為を行ったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の議決権)

第15条 総会における会員の議決権は、1軒を基本単位とする。

(改廃)

第16条 本細則の改廃は、役員会の3分の2以上の賛成で行う。

付則

- 1 この細則は、平成8年4月7日から施行する(西町内会)
この細則は、平成9年4月6日から施行する(東・南町内会)
- 2 この細則は、平成9年4月6日に一部改正した。(西町内会)
- 3 この細則は、平成13年4月15日に一部改正した(西・東・南町内会)
尚、厚生体育部長、厚生体育委員会の廃止により、体協の活動を支えるために、各区の単位で、体協活動を推進する「体協協力委員」が体協に設けられ、各専門委員の選出時に一緒に選任し名簿に記録する事を確認した。
- 4 この細則は、平成20年4月13日に一部改正した。(西町内会 第12条)
- 5 この細則は、平成21年4月19日に一部改正した。(西町内会 第6条)
- 6 この細則は、平成30年3月11日に一部改正した。(西町内会 第6条、第14条)
- 7 この細則は、令和1年11月16日に一部改正した。(西町内会 第6条、第8条、第9条)
- 8 この細則は、令和3年1月16日に一部改正した。(西町内会 第3条、第8条、第9条)